

令和6年10月分から 児童手当の制度改正（拡充）があります

- (1) 所得制限の撤廃
- (2) 支給対象児童を「高校生年代」に延長
- (3) 第3子以降の手当額を月30,000円へ増額
- (4) 多子加算（第3子以降）の対象となる子の年齢を「22歳の誕生日後の最初の3月31日まで」に延長
- (5) 支給回数を年6回（偶数月）に変更
- (6) 支払通知書の廃止

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象年齢	15歳の誕生日後の最初の3月31日まで (中学校修了まで)	18歳の誕生日後の最初の3月31日まで (高校生年代まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 : 月15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子 : 月10,000円 第3子以降 : 月15,000円 ・ 中学生 : 月10,000円 ・ 所得制限限度額以上 一律 : 5,000円 (特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子・第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円 ・ 3歳～18歳の誕生日後の最初の 3月31日まで 第1子・第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
第3子以降の算定	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降	22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降 ※1
支給月	年3回 (2月、6月、10月) ・ 各前月までの4か月分を支給	年6回 (偶数月) ・ 各前月までの2か月分を支給 ・ 支払通知書なし

※1 22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子（施設入所中の児童を除く）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

例) 19歳、16歳、10歳の3人のお子さんを養育している方の場合

→19歳のお子さんを第1子、16歳のお子さんを第2子と数え、10歳のお子さんに第3子の手当額が適用されます。(月額40,000円)

例) 23歳、17歳、15歳の3人のお子さんを養育している方の場合

→23歳の子は数えません。17歳のお子さんを第1子、15歳のお子さんを第2子の手当額が適用されます。(月額20,000円)

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

茅野市から児童手当（特例給付）を受けていますか？

はい

いいえ

高校生以上のお子さん（H14.4.2～H21.4.1生）がいますか？

はい

児童の兄姉等（H14.4.2～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

はい

申請が必要です。
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

原則、申請は不要です。

いいえ

お子さんを養育している方の中で所得が高い方の職業は公務員ですか？

はい

勤務先にお問い合わせください。

いいえ

所得が高い方の住民登録地（住民票のある住所）は茅野市ですか？

はい

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください。

いいえ

児童の兄姉等（H14.4.2～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

はい

申請が必要です。
「認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

申請が必要です。
「認定請求書」を提出してください。